

様式第3号 (第2条関係)

| 病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書 | | | |
|-----------------------------|--|---|--|
| 岩手県知事 達増 拓也様 (岩手県釜石保健所長) | 申請年月日 | 平成 29 年 3 月 30 日 | |
| | 開設者住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地) | 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号 | |
| | 開設者氏名 (法人であるときは、名称並びに代理者の職名及び氏名) | 独立行政法人国立病院機構 理事長 楠岡 英雄  | |
| 名称 | 独立行政法人国立院機釜石病院 | | |
| 所在地 | 岩手県釜石市定内町4丁目7番1号 | | |
| 開設許可年月日 | 昭和 28 年 7 月 1 日 | 許可番号 | |
| 変更事項（該当事項を○で囲むこと。） | <p>1 開設者（助産所に係る開設者を除く。）が医師又は歯科医師以外の者であるときは、開設の目的及び維持の方法</p> <p>② 従業員の定員</p> <p>3 敷地の面積及び平面</p> <p>4 建物の構造概要及び平面</p> <p>5 療養病床、精神病室、感染症病室、結核病室又は妊婦、産婦若しくははじよく婦を入所させる室の入所定員</p> <p>6 医療法第21条第1項第2号から第8号まで、第10号、第11号及び第12号に掲げる施設構造設備の概要</p> <p>7 歯科技工室の構造設備の概要</p> <p>8 病床数、病床の種別ごとの病床数及び各病室の病床数</p> | | |
| 変更理由 | <p>当院は、医療法施行規則第50条第1項第1号に規定する地域区分のうち、辺地・山村に該当する釜石市に所在し、脳血管障害の診療とリハビリテーション及び小児てんかん・心身症・発達障害の児童を受け入れ、並びに国の政策医療である重症心身障害の診療と療育を実施する特化した医療を提供している。</p> <p>当院の脳血管障害病棟は、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院の役割を果たす唯一の病院であり、常時待機患者を抱えている。また、重症心身障害についても岩手県三陸沿岸地域では当院だけである。</p> <p>これまで医師の確保については、岩手医科大学などに対し機会あるごとに働きかけを行ってきたが、岩手県の人口10万人対医療従事医師数は204.2人と全国平均の244.9人を大きく下回っている状況もあり、追加派遣は叶わない状況にある。</p> | | |

| | |
|---------------|--|
| | <p>また、釜石医療圏では県平均よりさらに少ない202人という医師不足が深刻な地域でもあり、当院のみならず近隣病院においても、医師確保が勘案事項となっている実情にある。当院の医療は、地域において極めて専門性が高い特殊な医療を提供していることもあり、必要な専門医師の確保はさらに厳しく、多方面にわたり医師派遣の要請等を行ってきたものの、専門医師の継続的な確保は困難な現状にある。</p> <p>国立病院機構内においては、北海道東北グループの支援による病院間医師派遣により仙台医療センターからの診療支援を得ているものの、必要数に足りる医師の確保には至っていない。このような実情にあることから、医療法施行規則第50条の規定に基づく医師標準人員の特例について、当院の事情を御賢察のうえ、御高配賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 変 更 前 | 変 更 後 |
| 医師の定数 10.762名 | 医師の定数 9.6867名 |

| 病院開設許可事項変更許可申請書 (別紙) へき地等病院の医師配置標準特例措置に係る変更申請 | | | | | | |
|--|--|--------------|--------------|-------------|----|------|
| 開設者住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地) | 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号 | | | | | |
| 開設者氏名 (法人であるときは、名称並びに代表者の職名及び氏名) | 独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄 | | | | | |
| 名称 | 独立行政法人国立病院機構釜石病院 | | | | | |
| 所在地 | 岩手県釜石市定内町四丁目7番1号 | | | | | |
| 変更事項 | 従来の医師の定員 10,762人 | | | | | |
| | 変更後の医師の定員 9,6867人 | | | | | |
| 病床の種別ごとの許可病床数 | 一般 | 療養 | 精神 | 感染 | 結核 | 計 |
| | 180床 | 床 | 床 | 床 | 床 | 180床 |
| 医療法施行規則第50条第1項第1号該当性 | (該当するものすべてに○をつけること。) ① 離島 ② 辺地 ③ 山村 4 過疎 ⑤ 人口当たりの医療施設に従事する医師数が全国平均を下回っている市町村 | | | | | |
| 医療法施行規則第50条第1項第2号該当性 | 1 当該病院が所在する地域における医療施設提供の整備の状況 | | | | | |
| | 釜石医療圏内の人口47,530人 医療施設数 病院 6施設 979床 [一般 673床 (内当院 180床)、療養 102床、精神 204床、結核 0床、感染症 0床] 診療所 24施設、在宅療養支援診療所 3施設、訪問診療施設 6施設 | | | | | |
| | 2 当該病院が地域において果たしている役割 ・釜石医療圏の高齢化が進行し、重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者などの他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療をおこなっており、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院としての役割を担っており、常時10名程度の待機患者を抱えるなど地域の医療機能の強化に積極的に貢献している。 ・小児てんかん、心身症、発達障害などの慢性疾患の専門治療を実施しており、隣接の釜石祥雲支援学校との相互協力で医療と教育の連携をおこなっている。 ・重症心身障害児(者)病棟は、岩手県三陸沿岸地域の唯一の施設として障害者支援に貢献し、釜石祥雲支援学校との連携による療育にも多くの実績を上げている。 | | | | | |
| 医療法施行規則第50条第1項第3号該当性 | 3 当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものに該当することの説明 | | | | | |
| | ・高齢者世帯の増加と共に、人口10万人対医師数が202名と特に少ない地域で、脳血管障害の後方支援病院を実施しているのは当院だけである。 ・重症心身障害児(者)を受け入れている施設は、2次医療圏のみならず沿岸地域に於いても当院だけであり、地域の医療の確保に欠かせない施設となっている。 | | | | | |
| 医療法施行規則第50条第1項第3号該当性 | 1 必要な医師を確保するための取組状況 (別添「医師充足率改善計画書」のとおり) | | | | | |
| | 2 医師充足率の状況 | | | | | |
| | 前月 (29年 3月) | 2月前 (29年 2月) | 3月前 (29年 1月) | | | |
| | 70.647% | 69.673% | 67.830% | | | |
| 医師の員数不足による診療報酬(入院基本料等)の減額状況 | | 診療報酬の減額の有無 | | 減額有りの場合の減額率 | | |
| | 前月 (29年 3月) | 有・無 | | /100 | | |
| | 2月前 (29年 2月) | 有・無 | | /100 | | |
| | 3月前 (29年 1月) | 有・無 | | /100 | | |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| そ の 他 (各欄ともいずれかに ○をつけること。) | 医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院（100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であって、精神病床を有するもの） | 該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない |
| | 医療法施行規則第49条の規定の適用を受ける病院（療養病床を有する病院であって、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超えるもの） | 該当する <input checked="" type="radio"/> 該当しない |

- 注 (1) 「従来の医師の定員」は、開設許可申請書（病床数変更等による定員変更歴がある病院は、直近の当該変更許可申請書）に記載した定員を記載すること。
- (2) 「変更後の医師の定員」は、「医師充足率調書（様式第39の3号）」の「医師配置標準数（a）」欄に記入した数の90%相当の数を記載すること。
- (3) 「医師充足率の状況」は、「医師充足率調書（様式第39の3号）」から転記すること。
- (4) 病院開設許可事項変更許可申請書（様式第3号）に本様式を添付し、さらに次の書類を添付すること。
- ① 医師充足率改善計画書（様式第39の2号）
 - ② 医師充足率調書（様式第39の3号）
 - ③ 申請日の前月から過去3か月間の毎月の医師勤務状況を示す書類（職員名簿及び勤務割表等の写しを添付すること。）

医師充足率改善計画書

釜石保健所長 様

開設者住所 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号
 開設者氏名 独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄 印



医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第50条第2項の規定により、計画書を提出します。

| | | | |
|--|-----------------|---|--|
| 名 | 称 | 独立行政法人国立病院機構釜石病院 | |
| 所 | 在 | 地 | 岩手県釜石市定内町四丁目7番1号 |
| 病 院 の 機 能 の 見 直 し 等 | これまでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者など他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療をおこなってきており、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院としての役割を担っている。 ・重症心身障害児（者）の診療については、岩手県三陸沿岸地域の唯一の施設として障害者支援に努めている。 | |
| | | 今後の取組計画（1年目、2年目、3年目） <ul style="list-style-type: none"> ・当院は、脳血管障害の後方支援病院として地域との連携を構築しており、脳卒中後遺症や重症の頭部外傷後遺症患者のリハビリにも尚一層の努力をし、今後、更なる地域への貢献に努めていきたい。 ・重症心身障害児（者）の患者の受入については、三陸沿岸地域はもとより、広く岩手県内からの患者を受け入れており、今後も診療の柱として、岩手県の重症心身障害児（者）医療に貢献していきたい。 | |
| | 医師の充足率の改善に向けた取組 | これまでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師確保のために、岩手医科大学はもちろんのこと、岩手県内の病院及び釜石市内の診療所の医師から多くの診療支援を受け、また国立病院機構内の病院（仙台医療センター等）からも医師派遣を受けている。 ・国立病院機構本部及び北海道東北グループへの医師の配置依頼や、新聞等への求人広告の掲載、民間業者の人材紹介サイトへ登録などを行っているが、医師確保には至っていない。 ・院長が学会や大学病院の講義、対外的な会合等に出席した際に、当院の医療の特色や病院のPRを行い診療支援の依頼を行い、短期の診療支援に来てくれる医師が有った。 ・当院は、岩手医科大学、東北大学病院、県立釜石病院、県立大船渡病院、国立病院機構仙台医療センター、国立病院機構弘前病院の臨床研修協力病院となっており、昨年は、仙台医療センターから1週間ではあるが地域医療研修の研修医を受け入れた。 ・院長は、岩手医科大学の客員教授として学生の講義を行っているほか、医学生の医療体験実習を受け入れ当院のPRを行っている。 ・院長が直接医師にお願いする等し、医師派遣等診療支援を受けている。 |
| | | [支援いただいている病院、クリニック等] | ① 岩手医科大学付属病院 ② みちのく療育園 ③ 釜石ファミリークリニック ④ 釜石しょうけいクリニック ⑤ 後藤皮膚科医院 ⑥ 加賀谷医院 ⑦ 松浦脳神経外科 ⑧ 赤石病院 ⑨ 仙台医療センター |
| 医師の確保に向けた取組 | | | |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>今後の取組計画（1年目、2年目、3年目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後についても、引き続き次の事項を計画的に実施していく。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岩手医科大学等に専門医の医師派遣要請を継続 (2) 仙台医療センターからの診療支援の継続を依頼 (3) 地域の開業医による診療支援の継続を依頼 (4) 研修医の臨床研修協力施設として仙台医療センター等からの研修医受け入れを継続 (5) 岩手医科大学からの医学生の医療体験実習の受入を継続 (6) 医学学生に対して講義及び研修の継続 (7) 岩手医科大学と共催して実施している災害医療関連の研修を継続 (8) HP等を活用した医師応募等を継続実施 (9) 職業紹介サイトによる成功報酬型の求人や新聞広告による医師募集活動の継続 ・特に、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターが主催する災害医療研修に協力し、共同開催とすることで、当院を研修会場の1つに加えて貰い、医学生や研修医に、当院を実際に訪問してもらうことで、当院を知って貰う取り組みを強化して行きたい。共催する研修会は、『日本災害医療ロジスティックス研修』、『日本災害医療実地研修』、『日本災害医療学生研修』と増やしていき、このような地道な活動を続けることで、将来の常勤医師あるいは非常勤医師の確保に繋げていきたい。 <p>〔1年目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師不足が深厚な中、現状の各医療機関からの診療支援の維持及び追加支援が貰えるよう努める。 <p>〔2年目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科、神経内科、小児科、リハビリテーション科などの診療支援医師の確保に努める。 <p>〔3年目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副院長ポスト等での医師の確保に努める。 |
| 備 | 考 | <p>許可1年後の医師充足率達成目標（平均69.5%） 許可2年後の医師充足率達成目標（平均70.0%） 許可3年後の医師充足率達成目標（常時70%以上）</p> |

注（1） これまでの取組実績については、取組を行ったことを示す資料を添付すること。

（2） 備考欄には、許可後1年毎の（特例許可前の計算による）充足率達成目標を記載し、今後の取組計画欄には、その目標に向けた3年間の年次計画を記載すること。

医師充足率調書

| | | | |
|-------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 名 称 | 独立行政法人国立病院機構釜石病院 | | |
| 医師配置標準数 (a) | 10.763人 | | |
| | 申請日の前月から過去3か月の医師現員数及び医師充足率 | | |
| | 前月(29年 3月) | 2月前(29年 2月) | 3月前(29年 1月) |
| 医師現員数(常勤換算後) (b) | 7.604人 | 7.499人 | 7.301人 |
| 医師充足率 ($b/a \times 100$) | 70.647% | 69.673% | 67.830% |

注 (1) 医師配置標準数は、申請年度の立入検査が実施済みの場合は、その数字を採用すること。

立入検査が未実施の場合は、前年度の患者数に基づき医師配置標準数を算出するが、前年度中に病床数の増減があった病院については、申請日の前月から過去3か月の患者数に基づき算出すること。

(2) 毎月の医師勤務状況を示す書類(職員名簿及び勤務割表等の写し)を添付すること。